## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日

上三川町長 あて

届出者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	特別徴収指定番号	電話番号	(	)	
法	人 番 号				

特別徴収税額の納期の特例に関する承認を受けている事業所等において、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったので、地方税法施行令第48条の9の9の規定により届け出ます。

異	動	年	月	日	年	月	日	
給-	合与の支 の人数	支払を	払を受け	さける者	異動前(10人未満)	常時勤務者 臨時勤務者	人 人	
<i>D</i> .					異動後(10人以上)	常時勤務者 臨時勤務者	人 人	
	備		考	î				

## 【留意事項】

- ◆ この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることになります。
  - ※ 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらためて申請が必要となります。
- ◆ この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月 10 にまでに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

(例) この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

12~2 月特別徴収分 ⇒ 4月 10日

3月特別徴収分 ⇒ 4月10日

 $4\sim5$  月特別徴収分  $\Rightarrow$  翌月 10 日まで